

治安及び地方制度委員會議録第三十二号

昭和二十三年五月二十七日(木曜日)

午後二時五十分開議

委員長 坂東幸太郎君

理事 小森藤三郎君 理事 千賀 康治君

理事 松野 頼三君 理事 門司 亮君

理事 矢野三郎君 理事 高岡 忠弘君

理事 酒井 俊雄君 大内 一郎君

大澤嘉平治君 大村 清一君

坂田 道太君 佐藤 通吉君

松浦 榮君 笠原 貞造君

菊池 重作君 松澤 兼人君

小枝 一雄君 川橋豊治郎君

出席政府委員

總理事務官 鈴木 俊一君

委員外の出席者

國家地方警察本部警視

武藤 文雄君

專門調査員 有松 昇君

五月二十五日高橋順一君が議長の名で委員に補欠選任された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出(第四一號))

風俗營業取締法案(内閣提出)(第六三號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開会いたします。

日程の順序を変更して風俗營業取締法案を議することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それでは變更いたしました。關係の政府委員が來ますまでちよつとお待ちください。――それではお諮りいたしますが、この風俗營業取締

法案の係がまだ來ませんから、その間地方自治法の方にも議することにしまして、補足的の質疑をしていただきますと思ひますが、いかがですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂東委員長 それではさうにいたしまして、地方自治法の一部を改正する法律案とともに議題に供します。本案につきましては、すでに大體の質疑は終つておりますが、補足的なものが残つておりますから、この際その補足的なものの質疑をお願いいたします。

○松野委員 附則第二條の解釋の問題であります。附則第二條の二項、二項とありますが、この解釋について、すでに質問もたび／＼出まして、御答弁も得ておりますけれども、はなはだ重要な問題でありますし、また中にいろいろ御意見も出てまいりましたので、もう一度この法文の解釋を明確にされんことを希望します。

○鈴木(後)政府委員 附則第二條の立法の趣旨を説明いたします。要するにこれは、戦時中に行いました合併あるいは隣接町村の編入といったものにつきまして、戦時中行つたのであるから、その間いろいろ事情の變更等が予想せられる。たとえば、從來市の隣接町村だつたが、そこに新たに軍の工廠ができるとか、あるいは軍需工場ができる、従つて市と密接な關係をもつから市の中へ編入した方がよいといったものがあるが、その後その工場が戦災で焼けてしまつた、あるいは終戦に至るまでつくるべき予定の工場がつ

くられなかつた、従つて今日は依然として純農村で残つておるといつたようなものにつきまして、現在のままの制度では、いわゆるそういう少數派のものは、市會の議決を経て分村をするというところは事實困難でありますから、そこで、それらと違つた形において、当該區域の住民の一般投票によつて表わされた意思によつて、分村をすることを認めようではないかというものが第二條の立法の趣旨なのであります。し

こうしてこれは前の通りの形に還し得るだけでありまして、前の形と異つた形に還すという場合には、これはやはり本來の地方自治法の合併の規定を適用するのであります。たとえば五つの村が合はつた場合に、その五つの村が五つのばら／＼の從來通りの村になる、あるいはその中の一つだけが從來の區域をもつて從來の村に還るというやうな場合にのみこの規定が適用になるのでございます。なお字句的に申し上げますと、第一項に「昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の區域の變更があつたときは、その變更に係る區域の住民は、第七條の規定にかかわらず、ごさいまして、要するに編入された旧村の區域が一つの單位になるのであります。その區域の住民が諸願をするわけでありまして、その諸願の必要数は選挙人名簿に登録されて

いる者の總数の三分の一以上の者の連署でなければいけません。相手方は市町村の選挙管理委員會であります。その請求がありましたならば、三十日以内に選

挙管理委員會は投票に付さなければならぬのであります。その投票に關しましては政令で特別の定めをすることになつておりますが、原則として選挙に關する規定がそのまま適用になるわけでありまして、その投票におきまして過半数の賛成がありましたならば、それを選挙管理委員會から知事に報告し、知事が議會に相談をいたしまして、議會の議決を経て初めて今の分村ということが可能になるわけでありまして、なお財産がございましたならば、その財産は、分村を施行する日において現に存する限額の財産を、新たに生れ出る旧村に対して返還しなければならぬわけでありまして、なお請求は、長い期間認めますと、市町村の性質を書し、自治の平穩をきつづけることになりまして、この法律の施行の日から二年に限るといふことにいたしましたわけでありまして。

○松野委員 ただいまの御答弁は明確に拜聴しましたが、さらに財産分配の場合、分配できざる不動産のような場合には、いかなる方法によつてこの分配をやるか。

第二点は、特別市の場合には、該地域と申しても特別市のみならず、縣下全休の投票というのを記憶しておられますが、この場合には、それと違つた方法が、これに矛盾はないか。

第三点は、結局これは住民が投票しても、直接請求の効能しかない。なぜかと申せば最後議決は議會にあるといふことになりまして、この点の矛盾が相反した結果を招いたときは、い

かなる処置をとられるか。この三点についてもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木(後)政府委員 財産処分との關係であります。これは法律上は現に存する限度において、現に存する市町村から旧村に対してその財産を返還せよというのが法律の規定であります。しからばどの程度が現に存する限度かと申しますれば、これは流動財産であつて、すでにその後形をかえてしまつておる。たとえば個人に交付してしまつておるやうなものは、もちろん還りませんので、結局現に存する市町村有の財産について言うわけでありまして、その市町村有の財産を、從來旧村が所有しておりました財産で、それが現に存する程度においてこれを返還するといふわけでありまして。

現実の尺度として、何がしかは現に存する限度かと言へば、やはり当該の議會すなわちこの場合は現に存する市町村の議會がこれを議決いたしましたので、その議決によつて具体的にきまつてまいるわけでありまして、その処分にもし不服がありましたならば、それは裁判によつて公正な結果を得るやうにしようといふのがこの制度であります。

それから第二点としては、特別市の場合とこの場合との關係が少し食い違つておりはしないかというお尋ねであります。これはまさに仰せのやうに、制度的には特別市の場合も全休の府縣の區域の投票にいたすのであります。この場合にはある村を編入した

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

第一類第二号 治安及び地方制度委員會會議録 第三十二号 昭和二十三年五月二十七日

しました市全体の投票ではありませんで、その編入された村の区域だけの投票で、分轄決定するのであります。従つてまさに両者いき方が違ふのであります、一方特別市の方は縣と同格の性質をもつた團體、要するに縣と同位におかれる特別市という團體を設ける

ことであつて、いはば新たに府縣をおくと同様の重要性をもつた問題でございます。これに反して市町村の分離の方は、その府縣の中において府縣に包括されるその市町村の分離という問題でございますから、やはりそこにおのずから重要性が違ふ。現在の制度におきまして、府縣の設置廃止、あるいは特別市の設置廃止ということはずべて國の法律でやつて、なお住民の一般投票、こういう形になつておりますのに対して、市町村の方はただ行政処分でいく、こういう形に原則が今なつておりまして、この点で見ましても都道府縣の場合と、そのもとにある市町村の場合とは制度上の取扱ひも違つておるわけであります。そういうわけで、この場合も市町村の場合は全体の区域によらないで、その区域の住民の意思を端的に聴いた上で処置をしよう、こういうのであります。

それから第三にお尋ねの直接請求の結果、当該村の区域では賛成をしたが、府縣の議会の方ではこれを拒否したという場合にはどうなるかという御趣旨のお尋ねでございますが、これは府縣にお尋ねしては、その市町村の当該区域の投票の結果を十分に判定をいたしまして、すなわち一体有効投票がどのくらいあつて、賛否がどのくらいにわかれておるかということをよく検討をいたし、また関係の市会、町村

会等の意向というやうなものもこれを明らかにし、その他諸般の事情をよく検討いたしまして、縣の議會として決定をいたすことでありますから、その縣の議會の決定がありましたらならば、やはりそれが終局的な一つの決定になるわけであります。

○松野委員　その縣の議會が市町村の投票と相一致する場合には問題はありませんが、それが相一致しない場合が多々あらうと存するのであります。もう一つは、やはり合併した以上数年間の間、自治体として經營をやつていき、あるいは運営をやつてきた以上、そこに分離した方じやなく、合併した方の市町村においては大きな影響を來さすだらうと存するのであります。この場合は合併した方の意思のみで一方的に自由に分離ができるというふうに解釈されますし、この点はたして両方公平な立場において利害相並立せ得るというわけにいかないように私どもも感ぜられますが、この点についていかになる御処置があるか、また議会の決定と違つた決定があつた場合はどうか、はなはだ抽象論であるかもしれぬが、一應心配して申し上げます。

○鈴木俊政府委員 御心配になります点はごつともな点だと存じますが、当該市町村と編入せられました旧旧市町村との利害関係というものは、うまくいってあります所では問題ないと思ひますが、そこに紛争的な問題が起つておりますところで、やはり両者の利害が相反するわけであります。しかしその両者の全体を含めました区域の投票ということにしましたならば、やはりそういうものは多く隣

接町村であります。少数派というところが考えられますので、そういう場合には投票をいたしても、結局少数派の意見としてその区域の住民が一体どう考えておるかということが明瞭にわからないわけでございます。そこでともかく編入をせられました村の区域

の住民の意思として、これは一体どれだけの者が分離を望んでおるかということをも明らかにする意味で、やはりその区域だけの投票ということにいたしまして、それをいまだ一段高い段階にある府縣の議會が、客観的に各種の資料等も参考にして判断してきめていく、そういうことになるわけでありまして、その議會の決定に対してはかりまして、それが關係区域の投票の結論と違つた決定がございしても、その決定は一つの議會の適法な措置として定まつてくることになるわけであります。

○千賀委員 この法案はかつて軍閥——日本のいわゆる指導者が無理な政治を地方に強いてきたから、それを正すためというような意味が含まれておるかもしれませんが、地方の市町村で合併をされる場合を考えてみますと、あるいは地方に大きな工場ができたため、しかもそれが軍に関する工場

それではなくて、都市計画のいわゆる区域制等の示唆が大きな原因をなしておるのであります。これはだれがやつたかという点、決して市町村みずからが好んでやつたわけではなくて、その都市計画を認めさせるものというものは、大体以前の内務省におきまして子

の係りが図上においてそれらの知れど、ころの計画をいたしまして、それを市町村に推薦してきて、その議会に制定しましたということから都市計画が制定された場合が多いのであります。そういうような場合は、特に近隣の町村が合併をせられたり、一部分が編入をせられておつたり、その都市計画の中に区域として指定をされておつたり、その原因が市町村の合併を促した一番大きな原因だと思ひます。しかししてさうような場合に起る合併といひましては、大体合併條件なるものが小さい筈であつて、いく方の土地と、買う方の土地との間に公約をせられまして、合併條件として学校をつくつてやるとか、あるいは道路をつくつてやるとか、いろいろな方法が仕組まれまして、大きいものむ方の市町村におきましては、百年の計を考へて、えらいけれどもやつてやろうということ、その方面に特に

布かれましても、わかれた方がいいということはなか／＼義理合いずくでもない言えまいと思えますけれども、どんな方法とか、どんな形かによつて、變動的な指導原理で、その小さい方の住民が踊らされて、わかれた方がいいのだかというようにことにうつかり乗つてま

えすれば、施設の特速化をすることか
できるので、これは私は政治を上から
見る方の立場から言いますと、決して
とるべきではないと思います。何かこ
こに適合のつくべき指導方法を残す
とか、何かなければさような問題が起
つたときに、実に深刻なる怨恨を残し
ていくと思います。このくらいのこと
は戦争の大きな犠牲として当然じやい
かという言い方もできるかもしれませ
んけれども、戦争が済んだころにはす

だ大きな犠牲でも、人の氣のつかぬうちに拂わせられても済んでおつたのでありますが、すでに戦争が済みまして三年経つてゐる。今日はだん／＼人の心も落ちついて、生活が苦しくなるに従つて、おのれの身辺あるいは村その他の利害關係を詳細に計算をする時代になつてきたので、かような問題がたやすく取上げられて、大きな方の住民にいろ／＼なセンセーションを起しますことはたしてどうか、私はただ反対理論を述べたためにかく言つたものではありせんけれども、合併された町村がなんでもわかれるのだといつてその区域がわかれようというときに、これに大きな犠牲を拂い、大きな望みをもつており、多数を擁しておる市町村が少しいの意思表示もできないといふことはどうかと思ふ。何かここに話合ひをつけ、妥協性を附與させるだけの條件が残されなければいけないじやないかと思ひますが、この点につきまして当局はいかなる配慮をせられるか、また實際問題が起つてきたときに、その両者の間に立つてたゞ成行きに任して傍観するだけか、この間に何か調停をとるべき自信なり、指導原理なりを持合せておいてになるか、その点を伺いたいと思ひます。

○鈴木(後政府委員) たいだいまお尋ねのごさいます相当の大きな市に隣接の町村が併合せられて、その市の全体の施設として、編入せられた新しい町村の区域の方面にも、いろ／＼市としての施設を行つておるといふ場合に、これを分村するといふことになる、市の方の全体の税金を多分に注ぎ込んでつくつたそういう施設が、みす／＼そのまま新たにわかれて生れる町

村のものになつてしまふのは、非常にもその間妙な恰好になりやしないかといふようなお尋ねのようでありますが、財産処分は、その隣接の町村を編入しました現在あるその市の議会の議決によつてきめるのでありまして、今の新たに生れ出るその町村の分離が成り立つて、町村会議員ができて、その議会が勝手にきめておつてしまふといふのではなくて、やはり旧と申しますか、市の全体の議会が現在ある財産をいかように処分するかといふことをきめるのでありまして、ただその際に返還の義務を命ぜられておりますのは、前の編入の際に処分した財産があるときは、その財産が現に存する限度でこれを返還しなければならぬ、こゝういふわけであります。編入後において新たに市として施設せられたる／＼の財産は、今の市の議会において全体的に二つの市と村の間にどういふふうになるわけかといふことをきめることになるわけでありまして、御心配になるようなものはだしい結果といふものはまず起らないものだといふふうに考えます。

○千賀委員 そのが私ははつきり受取れないのであります。編入のときに持つてきた財産は、むろん小さい方の部落が持つてゐる積立金とか、あるいはその部落にあつた学校とかいふものだと思ひますが、これが併合した市の財産になつてゐるから、これを還してやるといふことは当然よくわかるのですが、そういうような財産として見積ることのできない港灣の施設であるとか、道路であるとか、橋梁とかいふような、都市の機能を發揮させるる／＼な施設を持つて居つていくとい

うときに、その土地についているので、これだけは決して残していかねば、あるいは行つてしまふのなら残つた都市で利用するのだといふようなことはできない。これは非常に金がかかつておりまして、再びその建設費に對して財産としてこれを見積ることができないと思ひますが、その後こゝういふようなものからあがる経費は、わかれてしまつた部落に收納されるのか、あるいは経費があがらなくても、それによつて得られる利便は、わかれてしまつた部落の永久専有物となつて、そのために起る町の發展であるとか、あるいは人口の増加といふもの、これからくる租税の収入のごときも、これは前に投資をした市の方では指をくわえてゐるばかりで、全然手を染めることができない。そういう税金のあがるような原因はだれがつくつたかといへば、大きな方の都市の住民がつくつたのだ、こゝういふことになりま

す。政府があんなばかな法律をこゝういふ目には運わぬのだ、こゝう言ふと思ふのですが、日本は敗れたのだからしよるがなければ、ちやうど日本が樺太や流球を見るような氣持になつて、大きな都市は始終朝起き夜寝の間も、これを鼻の先で見せられたら、これは深刻な民族生活のひびがはれるだらうと思ひます。これに對して一向配慮が注がれていない。またこの点を解決するよい点につきましては、今の御説明ではいけない。今の御説明では、学校をつくつたとか、積立金をしたとか、目に見えたり、簡単に移動するこ

とができるような、あるいは公会堂をつくつたといふようなものは、これは計算しやすいのでありますが、先ほどから申しておりますやういふものと種類の違つた投資に對しましては、そのようにうまくいかない。その点はいかがでしようか。

○鈴木(後政府委員) お話のように、たとへば旧村が小学校をもつておりまして、その小学校のために特別の基本財産を旧村がもつてゐる、それを編入した場合には、その旧村の学校を維持するための特別基本財産といふものは、これは旧村を新しくつくり出すときにはそのまま還してやるというのが、この規定の意味でございまして、今お話のございましてやうな、たとへば道路とか、港灣とか、こゝういふようなものはやはり結局において負担の關係ではあるいは道路の維持事務の組合をつくるとか、あるいはもしその港灣等が両者密接な關係がありますものならば、市村の共同組合をつくるかといふようなことで、その分離についてい

ろ／＼の自主的な善後措置といふものは、やはりこれは別個の問題として考へていかなければならぬと思ふのであります。その善後措置はどういふうにできるかといへば、その当該の市町村の議会、編入をしております市の議会で行くわけでありまして、その議会の決定といふものはその市の方に不利益なような決定にはならないじやないか、やはり全体的にそのやうな考慮の効能を發揮できるやうな考え方でそれが行われるんじやないかと思ふのであります。もと／＼分村といふものは、一つに命の繋つたものを断ち切るの

ありますから、そこいら／＼と無理が出てくるのは当然であります。それがわかれるといふことは一般投票と、縣会の議決とできるけれども、財産の方はやはり旧市の議会が議決権をもつておるのでありまして、村だけが勝手に自分の好きなものだけとつていつてしまふといふわけにはまいらぬのであります。

○千賀委員 どうも私の心配しておることは解決されぬやうであります。たとへば学校にいたしまして、合併をしていくの方に五學級の学校があつた、その後はいつてもらつたお駄賃と申しましよるか、合併条件としてその学校を十學級にした。ところがいつてきた方の村には十學級に相當する生徒数はない。合併せしめた方の親村の方にある區域の生徒を五學級をちらへもつていつて入れた、こゝういふやうな場合も非常に多いのです。そういうときにその合併した市の方から五學級をつくつてもらつて、十學級になつたといふ学校は、そのまゝもつていつてしまふのか、あるいはその中で五學級分だけは市の財産としてそこに残して市の子弟をそこに入れるといふやうな取扱がで

きるものか、または港灣のごときも村の區域に市費でつくつたけれども、その港灣は依然として市有の港灣といふことをその議会が宣言をして、その港灣から取上げられる利便とか、あるいは実利といふものを收納する、あるいは市有にすることができ、さうに市会が決議をしたといふと、こゝういふことは可能になつてくるものか、その決議は無効になるか、それはいかがですか。

○鈴木(佐)政府委員　ただいま御説明の学校関係の措置でありますが、これは今のような場合におきましては、その学校を維持するための学校組合というものををつくつて、従来通り学校に関する限りは経営していくというのが、一つの考えられる方法でありますし、あるいはまた児童の教育事務を隣

接の村に市が委託することも考えて考えられないことはない。そういう委託契約を両者の間に公法上の契約として結んで処理していく。負担関係もその契約できめるといふことも考えられるわけであり得ます。市会の議決としては今申しましたようなことをすることももちろん適法に考えられるわけであり得ます。

○千賀委員　そこで市会は今申したような議決をした。村会の方ではあの学校は俺のものだ、この港灣は当然俺のものになるのだ、この村の資産であつて、またこれを操縦する権能並びにこれから生ずる利益も俺の方で全部収めるのだという決議をいたしまして、両決議が相反したときにはどういふことになるか、それを御説明願います。

○鈴木(後政府委員) 新たに生れた村と市との両者の議決が食い違ふ場合におきましては、その学校組合をつくることはもちろんできないわけでありまして、これはやむを得ないわけであります。そこでそういう場合は、結局市としてはやはり学校組合をつくるということが一つの処分の方法でありますし、またもし相手方の村がそれを望まないということであるならば、それを何らか別の方法で処理するといふ議決を議会としてはするでありますと云うけれども、もしそれをしないから

ば、結局返還しなければならぬというこの第六項の規定はありますけれども、市会の議決を経て現実に処分が行われない間は、なお返還の措置は行われないわけであります。いずれにいたしましても、最終的な措置は裁判所において公正に決定せられるという結果になると思ふのであります。

○千資委員 この第六項にありますものは、村がいくときに市の方にもつてはいつていつた。それを当然市の方が返還すべきものであるという規定でありますから、今のような場合には、用のできないものだと思うのであります。そこで私が言いましたのは、今の答弁ではまだ満たされておりませんが、両方の資産が、市の方で村が編入

されておる其間の間に、となく、或る
 されていつた。その資産の所有権ある
 いは運用権その他につきまして、両者
 の議会の決議がどうしても相反したと
 きには、この法律としてはそれ以外に
 まつたく手がないのか。この法案にお
 いてはそのことは予想していなかつた
 のか、それを併せて伺いたいと思う。
 さような場合に、上級議会あるいは宮

廳、縣知事とか縣会とかいふものがある。これを仲裁する機能をもつておるか。審任をもつておるか。それでなければ、ただちにそれは裁判に移るものか。そこは、どういふふうになつていくのか。これを御説明を願います。

○鈴木(佐)政府委員　今申し上げましたような營造物の管理を、市がわかれた場合に一体どうするか、ということでは、結局市の事務の承継ということと云ふありまして、いわば個人の場合の相続と同じ問題であります。この關係のこととはやはり一般的に事務の引継ぎにつ

いては政令で定めるといふ根拠規定がございまして、それによつて地方自治法の施行令の中に今のような場合の承継の方法が規定をいたされておるのであります。施行令の第五條に、騰置分合がありました場合には、所轄行政廳が事務の分界を定めて承継のことを定める。大体区域によつて承継区分を定

めるが、それが困難なような場合には、所轄行政廳が事務の分界を定めるということになっております。所轄行政廳というのは縣知事であります。

○笠原議員　ちよつと百七十六條について確かめてみたいと思います。四項、五項でありますが、これは施行令に規定してあるかもわかりませんが、四項は、公共團體の議会の議決又は選

議決の長は、理由を示してこれを再議
 に付し又は再選挙を行わせねばなら
 ない、こういうことになつておます
 が、この議会の議決の方が會議規則
 に違反し、または法令に反するという
 ことが認められた場合におきまして
 は、いづれの場合においても團體の長

であるかどうか。それから選挙の方の場合におきましては、おそらく選挙法の違反が出ておましては、全部の場合におきまして再選挙を行うわけではないと思うのであります。これはおそらく選挙法に譲りまして、選挙法に選挙違反がありましてもなお再選挙を行わなくてもいい、とある場合におきましては、行わなくても差支えない趣旨ではないかと思いますが、その点をひとつお答え願いたいと思います。

それから次の第五項の再議の場合に

なつてまいりましたとき、この團體の長は、再議の議決を再び重ねてやつた場合におきましては、その議決を尊重いたしました、そうしてこの裁判所の出訴の方はやめるということもできるものであるか。あるいはまた法令の違反でありますから、この違反の事実が再議された場合におきましては常に

出訴いたしましたので、そうして法の適用をして糾さなければならぬということになるのであるかどうか。ひとつその点もお答え願いたいと思います。

○鈴木俊政府委員　ただいまお尋ねの選挙が違法でありました場合、これは必ず再選挙に付さなければならぬいかどうかというところでありますが、これは現在の百七十六條の第一項に、議

会の選挙が違法である。あるいは権限を超えており、会議規則に反すると認めたときには、再選挙を行わなければならないということになつておりません。そして、その選挙が違法であるか、権限を超えておるか、あるいは会議規則に違反しておるかどうかという認定権は長に任されておりますから、長として客観的には違法であつても、違法の

選挙とは認めないという場合には、再選挙を行わせないでいいわけでありやう。しかし、長が見るところ違法であるという場合には、必ず再選挙を行わせないければならぬというのが百七十六條の趣旨でございます。

第二点のお尋ねの、再議に付せられ、ました議決がさらに違法である場合、これも認定権は長に任されておりますが、その議決がさらに違法でありまするならば、これは議会を通して裁判所に訴出することができるといふことであつて、長が注意して再議決に付し

たけれども、議会がなお違法でないとして再び同じ議決をした場合におきましては、結局議会の認定権と、長の認定権のいずれを強く見るかという問題になつてまいります。そこで法律の方では、長に必ずその出訴権を與えるということはしないで、長が議会の認定を正しいとして黙つておるならば、そ

れは黙つておつてもいい。長が二度もやつて、なおかつ議会の議決が違法である、自分としてはあくまでも争ひ出たいという場合に裁判所に出訴することができ、こういうことになつておるわけであります。

それから前段のお尋ねの選挙という意味は、議会における選挙のみをこゝでは申しておきまして、一般の市町村選挙ではない。市町村長の選挙も市町村議員の選挙も、

金澤市なり。市町村長の選挙にこゝでは意味していないのでござります。
○門司委員長代理 お諮りいたします。本日はこの法案の審議はこのくらゐで打ち切りまして、そしてせつかくぐり局もおいでになつておりますので、本日の議題になつております風俗営業取締法の質疑を行つていただきたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○門司義眞長代理　それでは風俗営業取締法案の質疑を行います。笠原君。○笠原義眞　時間がありますせんから、ひとつ簡単に申し上げます。この法律案の中では法律の目的は明示してありませんが、風俗営業取締法というそれ自体によりまして法律の目的といふのも大体におきまして推量できるのですが、そういう意味合におきまして、なぜ目的を法條に掲げなかつたという点を第一にお尋ねしたいと思ふのであります。

それから第二に風俗営業の中に、こ
ういふふうなものは営業ではないので
ありますから、はいらぬことになるか
どうか、たとえば会社あるいはいろ
／＼の団体におきまして、クラブ組織
のものをとする場合がある。またそ
うした団体でなしに、各人が寄りまし
て、ダンスの練習所であるとか、ある
いはまたクラブというような名称によ
りまして、ここに掲げるような行爲を
やる場合におきましては、もちろん営
業の範疇には入らないのでありますか
ら、私はこの法律の取締り外だと思
いますが、その点の御見解はどうか。こ
れを伺います。

それから第一條の第三項であります
が、この中に「玉突場、まあじやん屋
その他の設備を設けて客に射幸心をそ
そる處のある遊技をさせる営業」とあ
ります。これはかなり似かよつたよ
うな仕事を現在やつておるところもあ
る。たとえば宝くじの販賣とか、その
他それに似かよつたものをやつておる
ところがあります。もし利益を目的
とする場合におきましては、宝くじの
販賣なんかも、この中にはいるかど
うかというのを第三点としてお伺い
いたします。

それから第二條の都道府縣の條例で
ございまして、手続の問題はもちろ
ん都道府縣においてきまると思ふので
あります。もしこれによりまして、市
町村の公安委員会を経なくても、都
道府縣の公安委員会の許可を受けられ
ばいいという條例ができましたならば、お
そらくそれでもいいのではないかと思
うのですが、その場合におきまして、
自治体警察ができておきますから、
建前上やはり二重式の許可にまでする

予定であるかどうか。この点を一つお
尋ねしたいと思ふのです。

○武蔵説明員 お答えいたします。第
一点の法條に目的を掲げなかつた理由
であります。これは非常に短かい條
文であります。大体この條文の中に
おのづから趣旨が明白であると思
ひます。特に掲げなかつたわけ
であります。

第二は、会社、団体などのクラブ式
のものはどうか、あるいは各人が集ま
つてダンスの稽古をするという場合
はどうかという御質問であります。
が、この点に關しましては、純然たる
クラブ組織で相互にダンスをやつたり
玉突をするというものは、営業行爲で
ないとしてここに入れません。もちろ
んクラブ組織であるが実は内容的には
営業行爲と同じような場合がありま
す。そういう場合には営業行爲として
取締りをする。純然たるクラブ組織の
ものでありますれば、これには該当
いたしません。

第三に宝くじのお話でありまして、
お話しはおそらく勸業銀行で發賣して
いる宝くじのことではないと思ひます
が、街頭などで賣つてゐるもので賭博に
該当する場合は、刑法に觸れるものと
して当然でないこととあります。

○荏原委員 東京都の復興くじあたり
は……。

○武蔵説明員 あれはそれ／＼臨時資
金調整法によつて許可を受けてやつて
おります。それから最後の都道府縣の
條例で自治体の場合には二重の許可に
なるかというお話であります。條例
を定めるのは当該府縣ですが、許可は
それ／＼の公安委員会のみでございま
す。従つて市町村の自治体警察のある

ところは、その公安委員会の一本の
許可ということになるわけでありま
す。

○松邊(兼)委員 ちよつとお尋ねした
いのであります。これは要な質問にな
るかも知れませんが、風俗営業取締
法というものは、國家地方警察はかり
でなくて、もちろん自治体警察にも適
用になるものかと思ふのですが、こ
ういふ法案を國家地方警察において起
草するということは、便宜上のこと
であります。それとも何かと根拠
があつてなされることとあります。審
議の前提になることとあります。思
ひます。

○武蔵説明員 お答えいたします。こ
れは政府として提案をいたしてござ
います。われ／＼は政府の事務當局として
立案等にあたつてゐるわけでありま
す。

○松邊(兼)委員 この風俗営業取締法
という名称であります。こういう名称
は前から警察において使われておつた
ものであらうと考へるのであります
が、同時にまた警察において風紀警察
ということも使われておつたと思ひま
す。風俗営業と風紀警察という二つの
言葉を並べてみました場合には、どう
も風紀警察と言つた方がよくはないか
と考へるのであります。特に風俗營
業というふうな文字を使つたその
理由を承りたいのであります。

○武蔵説明員 お説の通り從來から風
紀警察等の言葉を使つておりました
が、從來風紀警察として扱つてお
りましたことの中には、相当廣範圍にわた
つておることがございました。ところ
がここで申し上げておる風俗営業は、

特に風俗あるいは廣く風俗犯罪の予防
といつたような見地を特に取入れて、
これに關係あるものに範圍を限つて
した。たとへて申しますれば、この中で
普通の飲食店等はこれをこの取締法か
ら除外する等、相等局限をいたしてお
ります。従つて從來のいわゆる風紀警
察の名のもとに行われていたものより
も、すつと範圍が狭いもの、局限され
たものといつた意味で、風俗営業とい
う言葉を用いたのであります。

○松邊(兼)委員 それではこの機会
でなくてもよろしいのであります。大
体風紀警察の対象となる営業と申し
ます。行爲と申しますか、そういう範圍
と風俗警察の対象となる営業なり行爲
なりといふものはどういふものである
か。どういふ点で食違ひがあり、どう
いふ点で同じであるといふことを、何
かあとで編輯にでも出していただ
いたら非常に結構だと思ふのであり
ます。これをお願いいたします。この法
文を讀んで見まして特に感じますこ
とは、當然こういつた接客的な、もし
は社交的な営業といふものを取締る根
拠として、こういう法律が必要である
といふことはよくわかるが、ついでに
お尋ねしたいことは、たとえば特
殊喫茶というふうな名義で、從來か
の鳥と言われておりました娼妓などが
一應解放された形になつて、特殊喫茶
というふうな形をとつてゐるのであり
ますが、これは當然取締りの対象と
なるものであると考へるのであります
が、しかし單にそういう特殊喫茶あ
たりで、喫茶ばかりでなくつて、い
わば娯樂をやるというふうな行爲は、
別の法律によつて取締られることと存
じますけれども、この中で何ら言及し

ていないといふことはどういふ理由で
あります。ついでにたとへば社交喫
茶というふうなものは、純喫茶と多少
違つた意味をもつてゐる。純喫茶とい
うものでは、「カフェーその他」とい
つたようなところにはないものである
か、あるいは二の「キャバレー、ダン
スホール、その他」といふところには
いるものであります。いづれにいた
しましても、これは當然取締りの対象
になることと存するのであります
が、どういふふうにお考へになりま
すか、承りたいのであります。

○武蔵説明員 特殊喫茶につきましては
はもちろん、それからただいまのよう
な社交喫茶、婦女が客席で接待する
というふうなものであれば、たとへば特
殊喫茶、社交喫茶といふものは第一條
の第一号の適用をされるものであり
ます。なお場合によつては別に娯樂賭博
取締規則という法律によつて取締りを
いたしたいと思ひます。

○松邊(兼)委員 もう一つ、この法案
とは直接關係がないわけでありま
すが、いわゆる最近非常にはやつてお
りますエロ雑誌、エロ新聞などであり
ますが、これなどは嚴重に取締られな
ければならないと存するのであります
が、この法律そのものとは關係があり
ませんが、現在出版されております
この風俗を亂す出版物などが、どの程
度に盛んに行われてゐるかといふこと
に對する御説明を願ひまして、審議の
参考にしたいと思ふのであります。
これはもし本日できないならば、次の機
会でもよろしうございしますが、なる
べく詳細に承つてみたい。あるいはそ

れを取締りの根拠と申しますか、あるいは現在の取締法規では十分でないとか、あるいは新たな取締りの法令を考へてゐるのかというふうなことにつきましても承つてみたいのであります。

○武蔵説明員 エロ雑誌、エロ新聞のことです。御承知の通り検閲制度が廃止されておりますので、現在は刑法の規定によつて風俗變亂といつたものに該当するものとして、これを刑法の規定によつて検挙いたしております。あるいはまた用紙の割当等の関係で、やみの紙等を使つてゐる場合には、経済違反といつた問題も、それに開通してまいりますが、要するにこゝにいつたものにつきましては、現在におきましては刑法の條項に従つて取締りをいたしてゐるわけでありませう。

現在までのくらの件数があがつてゐるかといふことは、後日資料をもつてお示しいたしたいと思ひます。

○松野委員 あるいは質問が前に戻るかもしれませんが、風俗犯罪の発生を防止するを目的とするといふこの提案の理由ですが、どういふことがいけないう点で、特に風俗取締法を出すかといふ点を一應お伺ひしたい。たとえばこの中に射幸心を喚ぶのはいけない、あるいはどういふ思ふべきをするのはいけないといふ、この目的自身がはなはだ私にはつきりつかめないのではありません。ただいまの御質問のように、もつとはかに雑誌により、あるいは映画演劇により、その取締りの対象たるべきものは多々あるかもしれせんが、主眼として一体どういふわけで、こゝういふものを出すのかその根本をひとつお伺ひして、今後の質問の参考にしたいと思ひます。

○武蔵説明員 警察の立場といたしまして、刑法の風俗犯で最も実質的内容をなすものは、端的に申せば賣淫と賭博でございます。こゝういつたものがこの種の営業にはとく起りやすい。それで犯罪が起つてからこれを一々検挙するといふことから、さらに一歩進んで、防犯的な見地から、ふだんからこゝういつた営業における賣淫なり、あるいは賭博といふものがある程度未然に防止するために、警察としてこの種の営業には、ある程度目を通すといつた制度を考へることが必要であるといふ趣旨から、この法案を提案した次第であります。

○松野委員 ただいまここに列挙されておりますのは、賣淫、賭博の起りやすい場所といふ意味に一應了承いたしますが、他においてもこれ以上の危険性があるようなものが見受けられるやうに思ひますが、それにもかかわらず、これのみを対象として特に列挙して取締るといふ御趣旨はどういふ点にあるのでございませうか。

○武蔵説明員 最も起りやすい、最もその危険性のある業態といふのは一應網羅したつもりではございませう。他にあと申しますれば、それはたとへば旅館とか何とかをお考えになつたのではないかと思ひますが、旅館については、從來警察の許可営業となつておつたのであります。これは別に厚生省方面において旅館の取締りと申しますか、旅館関係の法律案を作成中でありまして、その中に警察としても、ある程度関係できるというやうなことを立案中であるので、旅館といふものをこの法律案からは削除いたしました。大体こゝういつた意味で、おもなものはこゝに網羅されておるのではないかと考へております。

○松野委員 ただいまの御意見も、それはその通りなものであります。私はまだこのほかにも営業として認め得られかどうかわかりませんが、風俗上当然取締るべきものが、多々巷に溢れておるやうに考へておるものであります。こゝういふものも風俗営業という言葉に入れたものではどうかと存じますが、風俗取締りの対象としてはまだほかに目前にあるものがこゝに抜けておるというこゝを私は御質問申し上げたのであります。

○武蔵説明員 大体おもなものは網羅しておるのではないかと、あるいは個人の職業として、こゝういつた危険性のものがあるといふことをお考えになつておるのではないかと考へますが、こゝういつたものはそれ／＼の刑法の適用によつてやつていくのが適當ではないかと思ひます。

○高岡委員 前回の委員会に欠席いたしておりましたので、もし重複いたしましたらお許し願ひたいと思ひます。この法律によりまして、待合、料理店、カフェーといふものが、都道府県の公安委員に申請することによつて許可を受けた場合、営業することができるようになります。先ほど松沢委員の御質問に對しまして、この法案の提案理由が政府が單にその必要を感じたから提出したといふやうな御答弁であつたのであります。もし関係方面の希望命令でありますなら、また何を言はんやでありますけれども、ただ單に政府がその風俗風紀の取締りの必要上、この法案を提出したといふことは、ならば、前にしば／＼本治安委員会に

料飲業者の開店を迫る熱烈なる要望請願があるにかかわらず、時局柄これを考慮しなければならぬという理由で、政府は臨時措置によつてまだ営業禁止をしておるわけでありましたが、その法律とその内容において、幾分距離を縮めしやしないかといふ感じをも、たせるのであります。それはこゝに第一條第一号にもありますけれども、料理屋が許可になつたからといつて、主食用を出してよろしいといふわけではもちろんなからうと思ひます。新聞紙の傳へるところによりますと、主食用といふのは料理屋の席を借りるというやうな内容であるやうに思われるのであります。客がそれ客が必ずしも持参するものでなくとも、料理店の許可を受けた場合、外の料理を調理してよろしいのか、もしそうならば、料理業者の開店の臨時措置令といふものは、速やかに一定の制限のもとにこれは許可すべきでないか、何らこの法案と少しも抵触しない一定の線に沿つて、内容を符合いたして速やかに業者の希望を容れて許可してやるべきものでないか、かゝるに私は考へるべきであります。それからこゝにありますが客の接待をするところの婦女といふのは、もちろん芸妓その他を言ふのでございませうが、芸妓といふのは私不敏にしてよく研究もしてありませんけれども、今日正式に許可があるのでございませうか、もしないといふたしますならば、何らかのこゝに措置を講じなければならぬのでなからうか、つまり府縣におきましては、地方財源が御承知の通り非常に逼迫しておりますが、芸妓税であると

か花代といふものは今日とつていないと私は考へるのであります。こゝういふ措置を講ぜずして、ただ漠然とこゝういふ項目をお立てになることは、いたすらに業者に疑惑をもたせ、國民に疑惑をもたせ、ひいては風俗の取締りどころか、かえつて大いに破壊する原因になるのではないかとさえ、少なからずこれを杞憂するものであります。この点についてお伺ひいたします。

○武蔵説明員 飲食営業の臨時措置令は、御承知の通り期間を限つて営業を停止させておるものでございませう。営業そのものを取消す、あるいは止めさせておるというのではなく、一定の期間中停止を命じておるものであります。いろいろの食糧その他の事情による政令で停止をしておるといふものでございませう。この法律で申しますものは、その停止されておるところのものは別の観点から、料理屋あるいは待合といふ業態の営業そのものの許可といふ問題をこゝで取扱つておるのでございませう。從來から府縣令で決めておつたものを法律でこゝへ掲げてまいつたわけでありませう。政令はつまり一定期間その営業を停止しておるといふものである。もちろん風俗営業でこの法律によつて許可を受けて、政令があまり限りは営業は停止しておるといふ関係になるわけではございませう。

それから芸妓の関係であります。芸妓については現在許可制度になつております。これに對しては何らかの措置を要するのではないかとこゝういふお説でございませうが、これにつきましては大体こゝでこの法律に取上げましたものは、ある程度の風俗営業の業態の施設

をもつたような業態を主としていきま
して、個人々々の職業として芸技ある
いはダンサーというものは直接本法の
取締りにはいたしておりません。もち
ろんだとえば料理屋をこの許可制によ
つて許可しておることによつて、おの
ずからそこに出入りする芸技がある程
度の制限を受けたらするということとは
起るかもしれませんが、直接芸技、ダ
ンサー、そういったものをこの法律に
よつて許可制にするというこはいた
さなかつたのであります。ただいまお
話の、税源として云々というお話でござ
います。これは私聞いております
ところでは、この許可制の有無にかか
わらず、地方では芸技税みたいなもの
をとつておるところがあるようござ
います。

○松浦(議員) 第一は従来風俗営業
に關するいろいろの規則があつたので
すが、この次の場合にそれを参考に出
していただくと非常に都合がよいです
が、これだけ讀んだのではそれと比較
対象してすぐ判断ができないような点
がありますから、それを出していただ
きたいというのが一つであります。

その次は先ほどお話がありましたよ
うに、風俗営業というものの中には、
そのほか興行場そのほかの例があるの
でないかと思ひますが、そういうよう
な参考資料がありますれば、便宜がよ
いから出していただきたいと思ひま
す。

それからその次の第二條の問題は、
公安委員会にこの権限を與えていま
すが、私はこの公安委員会というもの
は、どういふ権限をもつておるのか、
あまりはつきりした認識をもつておら
ないのですが、公安委員会というの

は、警察官吏の首脳部の任免とか、あ
るいは企画、経営に關する一つの内部
的な機関であるように私は思つてお
るのであります。外部に對して憲法上
の各目に対する権利の制限とか、禁止
とかいふことは、公安委員会にはもつ
ていないのじやないかと思ひます。そ
ういふ権限をもつておるのは警察局長で
はないか。こういうことを考へておる
のですが、その点はどうでしょう。

それからその次の第三條ですが、第
三條は風俗営業のいろいろの準則をす
べて都道府縣に一切任してあります
が、これはいつも問題になるので、風
俗営業というものは取締りがなかに
むずかしいのです。各地まち／＼にや
りますと、いつもそれがあちらでは許
されておるが、こちらではどうだ、た
とへて言へば、北海道ではこんなこと
が許されておるが、東京では許されて
いないというところが起きたり、東京で
はこんなことをやつておるが、あちら
ではこんなことをやつておるというよ
うに、いつも問題が起きます。

が、大體の準則がなければならぬと思
ひます。その準則というものは大綱だけ
は示してやらなければいかぬと思ひま
す。私はそういう感じがいたします。
それからもう一つの問題は、従来
料理屋の取締りは、食糧の立場から、
たしか厚生省關係で、保健所がある
はその他の警察機關以外の機關でもつ
て許可を與えておるはずで、そうす
ると二重の許可を得なければならぬこ
とになるが、その点はどうかでしょう
か。警察署の許可と保健所の許可—
たしか職業安定所かつちかの許可を
受けておるはずですが、その両方の許
可を受けなければならぬという問題が

起ると思ひます。それは一方でいいの
か。あるいは両方受けなければならぬ
のかという問題が起きます。

それからもう一つの問題は、裏口營
業が盛んに行われておるが、そうい
う問題に對する當局の取締りの方針と
か、見解をどういふふうにもつておら
れますか。持寄りすれば許すという
ことになれば、ほとんど公然と行われ
ても差支えないようなかつこうになり
ますが、そうかと言つてまた嚴重に取
締ると、なかに脱法行為が行われ
て、むずかしいという点があり、この
裏口營業に對する取締りはなかに／＼む
ずかしいと思ひます。これに對してど
ういふような見解を當局はもつておら
れるか。そういう点をお知らせ願いた
いと思ひます。

○武蔵(議員) 第一点の關係法令で
すが、これはできるだけやつてみたい
と思ひます。なんとすれば、実は地方
廳の府縣令でつくつておるものが非常
に多いのです。この項目を列挙して、
できるだけ御期待に副うものをつくり
たいと思ひます。

それから興行場のことですが、先
ほどの御質問の方と關連すると思ひま
す。これは御承知の通り興行場におけ
る危害とか、いろいろの關係がござい
ますが、興行場については、これは厚
生省で別個の法案を立案中ございま
す。もちろん警察として、これに關與
するものがちやうど先ほどの旅館のこ
とく出てくる。こう考へております。

第二点の公安委員会の権限でござ
います。これは都道府縣の公安委員
會、市町村の公安委員会というものは
警察の運営管理の責任をもつておるわ
けでございす。しかしして運営管理を

やる中には、當然犯罪の予防及び鎮壓
という項目がはいつておりました。公
安委員会として警察法に規定せられた
項目の権限としてもつておるだけであ
ります。

それから第三点の條例に任すること、
これは地方的にまち／＼になつて困
るではないか。北海道と東京とまち／＼
になるではないかという御質問でござ
います。これは御説の点も考へられ
るのであります。また考へようによ
つては、それ／＼の地方の事情に應じ
た取締りをする基準をつくるというこ
とが好ましいのではないかと。東京と北
海道を比べて同一の基準で風俗營業を
取締るといふことは、必ずしも安當で
はない場合が多いのではないかと。従つ
てもちろん府縣間でお互に十分相談
もし、差調を合はすこともありまし
やうが、やはり地方の事情といつたもの
を考慮する意味から、都道府縣の條例
に任せることが適當ではないかと考へ
た次第であります。

それから料理屋なんかに他は他の厚生
省所管で許可があるのではないかと、お
そらく食品衛生法なんかの關係だろ
うと思ひますが、そういうつたもので、食
品衛生の見地から他に許可が要る。そ
れにまた警察の許可と二重になるでは
ないかという点でございす。これは
おの／＼その目的が違つておるので、
二重になるというところが生ずる部面
もあると思ひますが、ただ御承知の通
りこの法案では、たとえば一般の飲食
店とか外食食堂とか、そういうつたも
のは全然この許可対象にいたしてあり
ません。ほんとうに風俗犯罪といつた
ものに直接關係のあるものに局限し
て、最小限度に一應きめたつもりであ

ります。

それから裏口營業の取締りの問題で
ございす。これは御説の通り非常
に行われておりました。緊急措置令、先
ほどの政令に基いて絶えず警察として
は努力をいたしておりました。検査も
相當な数に上つておりますが、しかし
なかに／＼これを根絶するに至らない。
警察の力の限度というものを痛感する
のであります。警察といつたしては全
力を盡してその取締りに當つておると
いうことを申し上げておきます。

○松浦(議員) 大體わかりました
が、公安委員会というものは國家の公
安委員会、あるいは地方の公安委員
會も、いろいろ國民の權利義務を制
限し、禁止し、あるいはそれに干與す
るといふような権限をもつものでし
やうか、どうでしょう。それに私は疑
問をもつておりましたが、これは非常に
民主化して、公安委員会がそういうつ
た仕事をすることは非常にいいが、法規
の解釈上差支えないかどうかというこ
とを私は疑問をもつておりました。そ
の問題は研究問題ではなからうかと思
ひます。ここに言う犯罪の予防、鎮壓
というふうなことは、これは運営管理
の立場において内部的な一つの警察署
を指揮監督するといふ意味における事
項ではないかと私は思ひますが、そ
の点先ほどの話ははつきりしたこと
になつておりますが、なお私疑問をもつ
ております。

それからもう一つの許可の二重の点
は、今でもいろいろ業者はあつちで許
可をもらひ、こつちで許可をもらひ、方
々へ立ちまわつて非常に繁文縟禮に苦
しんでおるような状況ですから、なる
べくならどこか一方へ寄せたらどう

かと思うのですが、そこで取締りをや
つたらどうかと思います。

それからいろいろな取締りの内容を
各府縣に任せてしまふというこ
と、その点はどうかと思いますが、こ
れはかつて十分問題になったことだ
が、これは取締法では立場が困る場合
があるのです。非常にやかましく言
ておる。隣の縣ではこういうことを
やらせておるから差支えないという
で、だん／＼變つて、終いに許さざる
を得なくて、法規が無視されるとい
うことがあるのですが、その点はど
うするか、ある程度大綱が必要では
ないかと考えます。

○武蔵説明員 公安委員会の権限であ
りますが、これは御承知の通り従来は
警察署長が許可をしておつた。それが
いろいろ現在においては必ずしも好ま
しくない、むしろ公安委員会がその衝
にあたるのが現在の情勢に合うので
はないかというわけで、公安委員会に
移したわけでありまして、それから許可
の二重になる点、これは非常に不便が
あり、ほかにまた建築の許可の点など
もございまして、なるべくこういつた
ことは避けるということが好ましいこ
とは当然でございしますが、それ／＼許
可するものが違つて、それ／＼目的が違
い、観点が違つて、ある程度はやむを
得ないのではないかと、しかしむろんこ
れらの營業をする人の不便をできるだ
け避けるように、官廳相互間で緊密な
連絡をとるといふのが好ましい。ぜひ
そういつた方法でやつていきたいと思
つております。それから取締りの内容
を地方に任すということ、ある縣と
ある縣と距離を來すというふうな事態
が起るといふようなことも考えられる

わけでありまして。しかし先ほど申し上
げたように、それ／＼の地方の実情と
いうことも大いに顧慮しなければなら
ないと思ひます。もちろん各府縣で相
互に相談し、それについてわれ／＼と
しても御尊厳する、あるいは御相談に
のるといふ事は惜しまない。そういう
ことによつて非常な似たような條件で
あるにかかわらず、差異のできるとい
うことは避けることに努めたいと思つ
ております。

○千葉委員 私公安委員の制度に関
しまして、ただいまの質問者と同じ見
解をもつておるのでありますが、公安
委員はもと／＼できるときから、執行
機関ではなかつたのであります。警察
署長の権限を民衆の代表として規正す
る権限はもつておられますが、みづから
ががやうな問題を履行出られて、これ
をだれが適當であるとか、不適當であ
るとか、またはどんなことならやつて
いいのだというやうなことを判断した
り、裁断をしたりする能力もなければ
権限もないと思ひます。初めからそう
いうことで公安委員が選任をせられる
ならば、あるいはそれでもないかもし
れませんが、公安委員を民衆が選ぶこ
ろには、かやうなことは想像せずに選
んでおられます。その當時はただ警察署
長の背後にあつて、警察全体の運用に
ついて民衆の代表として判断し、誘導
するといふことであつたのでありま
す。今たまたま公安委員を街頭にひつ
ぱり出して、かやうなものに裁断をさ
す、判断をさせるということになりま
す、すこぶる不祥事が起つて起るだ
らうと思ひます。官僚が悪い、あるいは
民衆が悪い、これにはいろいろ／＼世
の中の議論も見方があります、何

と言つても官僚は長い間役人として訓
練を経て、また官僚としての矜持をど
こで維持するか、これは身をもつて社
会の洗禮を受けてきた人でありまして
から、かくのごとき誘惑の多い營業に
ついてだれを選ぶか、どう操縦するか
という意味において、比較的身を持す
ることが堅固にやり得る性質を附與さ
れておるのであります。公安委員に
至りましては、大體選挙されるものに
は、こんなことまで裁断するものだと
いうやうなことは予想もいたしてあり
ませんし、かやうな点になりますと、
これはすいぶん人間性の本能に向つて
誘惑が多いのでしよう。なまめかしい
女たちを先頭に立てて、陳情を受ける
ときもありましようし、あるいは黄金
その他をやわらかいせりふによつて提
供せられたいやうな、誘惑の多い場
合もありましよう。こういうときに、
かえつてこれは公安委員の方が面會
場合が多いのではないかと、不自然な所
に不自然な人を使つて間違ひを続けし
めるといふことは、これは選ばざる
ところであると思ひます。これはやはり
警察署長にやらせて、公安委員は背後
から批判の立場、あるいは相談を受け
る立場に立つて、警察署長の行いが正
しいかどうか、これを民衆の代表とし
て監視を指導するやうなことがほん
とうだと思ひます。これはあなたの方
では、警察署長ではとかくの批判が
多いから、公安委員をひとつ先頭に立
ててやれ、やれるものならやつてみる
といふやうな氣持があるかもしれない
が、これは私は制度の悪用であると思
ひます。そうして、ここにあげてい
る營業がいろいろありますけれども、
ほんとうの風俗を害するものはこれ

よりまだほかにたくさんあります。こ
れはしばしば／＼前の質問者教民によつて
議論されておりますが、東京におきま
しても、一たび街頭に立つてごらんな
さい。この移動性のないものがわれ
／＼の目につくか、あるいはわれ／＼
の子弟がこれによつて多く刺戟を受け
るか、しからば何によつて刺戟を受け
るかといへば、こんなものより、まず
ポスターによつて刺戟を受け、雑誌の
口絵によつて刺戟を受け、あるいは新
宿等の街を夜歩けば、ほとんどわれ
／＼は街を通ることができないやう
に、やみの女につけまわされる。こ
ういふものを感受性の強い青年たちが、ど
うして無関心でいることができましょ
う。むしろ一番大きな原因を放つてお
いて、あなたの方がかみやす、最も
イージー・ゴーイングな途を選んで、
ここでお茶を濁した。おれたちも風俗
の維持については一役買つてゐるのだ
といふやうな、きわめて安易な途によ
つて顔を立てようといふやうなことが
あるのではないかと、もつとも密着と
浮氣娘とどこで境がつくのか、この点
はむずかしいだらうと思ひますけれど
も、むずかしいけれども、實際世の中の風
俗を害する原因は最もそこに多く胚胎
されている。しからば、あなた方は刑
法によつてそれを取締るということが
言われておりますけれども、それであ
るならば、この議決をわれ／＼に要
求すると同時に、一方われ／＼が最も
大きな関心をもち、おそれをもつて
いる今申し上げたやうな事態に対して、
どういふ刑法の條文をもつてこれを取
締らんとしつゝあるか、これをわれ
／＼に明示して、ともに審議を受け
て、初めてわれ／＼の議決を得ること

が當然であります。われ／＼はただこ
れだけの議決をして、これで日本の風
俗維持に一役買つたといふやうな、そ
ういふ大それたことは考えません。こ
れは耳を掩つて鈴を盗むに似ていると
いふべきか、きわめて容易な、目の前
に見える、しかも弱い人たちが、これら
はあなたの方にかつたら、みな他愛が
ないやうな弱い連中です。こゝういふ
のだけを締め上げて、これで目的を達
したといふやうな立場には、われ／＼
は御招待ができません。重ねて申し上
げますが、この議決を得たいと思
ひになりますならば、あなたの方の自信
のある刑法による、他の風俗を最も大
きく庇護させている現在の目前の事象
に対する取締法、これを提示せられた
いのであります。どうぞ御答弁を願
います。

○武蔵説明員 公安委員が許可するの
がよろしいか、署長にやらした方がよ
ろしいか、むしろ署長にやらせるべき
ではないかという御説でございします。
これはもちろん公安委員がこゝういつた
行動をいたすについては、その警察機
関を通じて仕事をしておるのであり、
またこの法の執行については、警察機
関がそれ／＼職務があるわけでありま
す。すべてその公安委員会と警察を通
じて仕事をしたいといふことであ
り、しかしてその警察の最高責任者で
あるところの公安委員会がこれを決定
していくといふたことによつて、やは
り公安委員会がした方が適當ではない
かと考えます。すでに前の國會で御審
議を願ひました質屋取締法あるいは古
物商取締法の改正におきましても、こ
ういつた許可については、公安委員会
が當ることに改正せられておるわけ

でございます。

それから第二点の、取締り対象がまだほかにもあるではないかというお話でございます。もちろんございまして、たとえばたばこやお酒がございましたところの、街を歩くときに見られるのがわしい廣告といふものについては、これは廣告物取締法において目的を達し得ると存じます。それから出版物等については、刑法の百七十五條の規定によつてその目的を達することができ、その他徘徊して人につきまとうといふような場合については、軽犯罪法の規定がございまして、それらの適用によつて取締りの効果をあげていくといふふうにいたしたいと存じます。

○千賀委員 議員は決して万端ではないのであります。この法案を今出された、これを審議するまでに、今あなたの方で法案を準備して、今あなたの方で、能力も、またそれだけ率読することは、わかれ／＼は全日本の法律を模範しなければ、そこに突き当つていけな、事実上不可能だ。今そういうものがあるからこれを讀んだらわかるじやないかとあなたの方が言うならば、それを抜擢してなせわれ／＼に提示をしないのか、あらゆる法案、この山と積まれた法案にさような審議上の便宜指導法が與えられなければ、まづたぐれ／＼はいかに博識勉勵な人でも、日本の刑法全部をそらんじておつて、今だに言われたものだけを、あなたの言つた通りに頭の中から選んだりすることはできません。おそろくさうな人はないと思ひます。これだけを出して、これを見ればわかるじやないかといふことは、非常にこれは不親切な方法であります。

それからただいまの公安委員といふことであります。

あなたが公安委員に願ひ出しておけば、警察の手を通じて警察がやるのだとおしやるのですが、あなたが公安委員であるならば、その数の中におかれが居られたい主であるから、この審議はあなたに及ぶのだ、署長なんか要らぬことだといふようなわけで、必ずみずから責任を感じて、この調査をし、あるいはあなたが適当か、何がよいのか、これをみずから選考する公安委員があるのにきまつております。あなたの言うがごとくに運行するものが本體であるならば、何も喜んで公安委員会などやる必要はない。警察署長殿で結構だ。これはあなたの方で強弁であります。そういう警察署長を通じてやるのだといふことが出されれば、その方が疑いもなければ、まづそれ／＼もなければ、これこそ万金の策であるのであります。重ねて申しますけれども、公安委員といふものは、かつて官吏をやつたことのある人、いけな、かつて警察官の位置にあつた者もいけな、かつて、民衆の中で何か自立の生活をしておつた者が公安委員に選ばれて、公職者として、しかも取締りの位置に立つような生活をしていない人が多く公安委員になつておる。かような者にこそ、した誘惑の最も多い——おそろく営業の中でこれ以上の誘惑はないと思ひます。かような者の審議を当面に当らせるといふことは、これははなはだ當を得ざる問題であると思ひます。御答弁があれば承ります。なくとも結構、私は再びあなたの今の御説明には不満であるといふ意思をこゝで表示して

おきます。

○武蔵説明員 同じ趣旨の答弁になつて恐縮であります。

この公安委員制度という新しいものを、つくり、その下に新しい警察を運営していこうという趣旨であります。それ／＼の警察の最高責任者として公安委員会制度ができたわけでありまして、民衆の代表としてあるところの公安委員会が、その許可権を、もちろん警察を通じてでありまして、行使していくといふのがこの趣旨であります。

○門司委員代理 松浦委員。

○松浦(義)委員 もう二、三点御質問したいと思ひますが、ただいまお話の公安委員会の権限の問題ですが、これは法理的に見ても、私は國民の権利義務を禁止制限するような権限は、公安委員会にはないと思ひます。また実益的に見ても、ただいまお話のように、無経験の人がおられますから、相当危険であると思ひます。よく御研究をお願いしたいと思います。

次にお伺ひしたいのは第五條ですが、営業の許可を取消したり、営業の停止を命じようとするときに、公開による聴聞を行ななければならぬ。公安委員会にこゝういふ権限を與へることから民主的な考え方である、開けた考え方である。この上に許可を取消するに、公開聴聞をするようなことまでやつて停止しなければならぬか。許可を取消し停止を命ずるには相当理由がある。ただ無意味に停止取消をするのではななくて、第四條によつてその停止禁止をする場合がはつきりしておるから、これを認めて停止したり、許可の取消しをするのであります。それであるから大体において合法的に適當に行

われるものとみななければならぬ。従つてそれをさらに修正する必要がある場合には、別の救済方法を私はこしらえてはどうかと思ひます。どうせ公開による聴聞をやれば、賛成意見と反対意見とが同じような数選ばれてくるか、あるいは一定の人数を選ばないで、多数の意見を求めれば、そこに賛成と反対とがこも／＼起きまして、これを拾取るのに困るというやうな状態が起きるのであります。救済方法はおのずから新たに他の方法で、訴訟とか訴訟とかいふやうな方法を講じたらどうかといふ考えをもつております。

それから最後の第七條であります。これは罰則の規定ですが、旧來の風俗営業の取締規則といふものは、大體道府縣令で出ておるのであります。道府縣令の罰則といふものはきつめて輕くて、ちよつと期間なりあるいは金額は忘れましたけれども、大體勸令をまつて制限がかつてはあつたのであります。これが、これは相當に重いやうな感じがいたします。これは他の許可営業との均衡もありますから、この点は上ほど研究して、調査の上で決定していただきたいと思ひます。

それから第八條は「法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する」とこれけ當然のことです。こゝういふものは、抜かしてもよろしい。行為者は罰するにきまつてゐるので、す。「その法人又は人に対し、同條の罰金刑を科する」とこゝが大事な点です。から、これは抜いてもいいと思ひますが、入れるについては何か意味があるのですか、ちよつとわかりませんが、

その点御質問いたします。

○武蔵説明員 第一点は、公安委員会の許可権であります。警察法で規定があり、なおこゝで再びこの法律によつて、公安委員会にこゝういふ許可権を與えるのが適當であらうという趣旨を入れたわけでありまして、それから第二点の公開による聴聞であります。これは新しい制度として取入れたものでございまして、ただ日本の法律として一つ例があるのは、経済力集中排除における持株会社整理委員会の処分に関して一つこゝういふ例がございまして、こゝういふた営業の許可取消といふやうな相當大きい権でございますから、公安委員が單獨で自分の考えによつて決定する前に、當事者あるいはその代理人から十分にその意見を聴き、そしてそれに基づいて、また場合によつては、第三者あるいは警察當局の意向を十分に聴き入れた上において裁決をするのが慎重を期するゆゑであると存じます。もちろんこの公開による聴聞で傍聴はできるわけでありまして、傍聴人が発言することはできないわけでありまして、またこの聴聞によつて、たとへばその多数決だとか何とかで、そこで裁決を決定するといふものではありません。公聴会によつて、許可を取消されんとするとこゝの營業者の言分も十分に聴き、また第三者の言分も十分に聴いて、そして公安委員会の營業の許可を取消するかどうかのほんとうに正しい判断の参考にしようといふので、特に慎重を期するといふ意味でこゝういふ規定をおいたのであります。それから罰則の關係であります。これはいふ／＼刑罰体系の關係におきまして、この程度が適當ではないか、お説のよ

うに從來の府縣令に比べれば重いものも出てきております。それから八條の、行爲者を罰するのは当然じゃないかと
言われましたが、しかしこれはいわゆる經濟法令違反等について、こういうた罰規定として特にはつきりさせる意味において使つておるようでありま
す。あつた方がはつきりするのじやないかと思ひます。

○松浦(委員長) 先ほどからいろいろ質問いたしました。とにかく從來の参考事例というものがなくては判断に非常に苦しますから、この次は十分に準備をして出てきていただきたいと思ひます。その点を特にお願ひいたします。

○門司委員長代理 お諮りいたします。きようはこの程度で質疑を打ち切りまして、次会にまわしまして、本日はこの程度で會議を閉じたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○門司委員長代理 それでは本日はこの程度で散會いたします。
午後四時四分散會